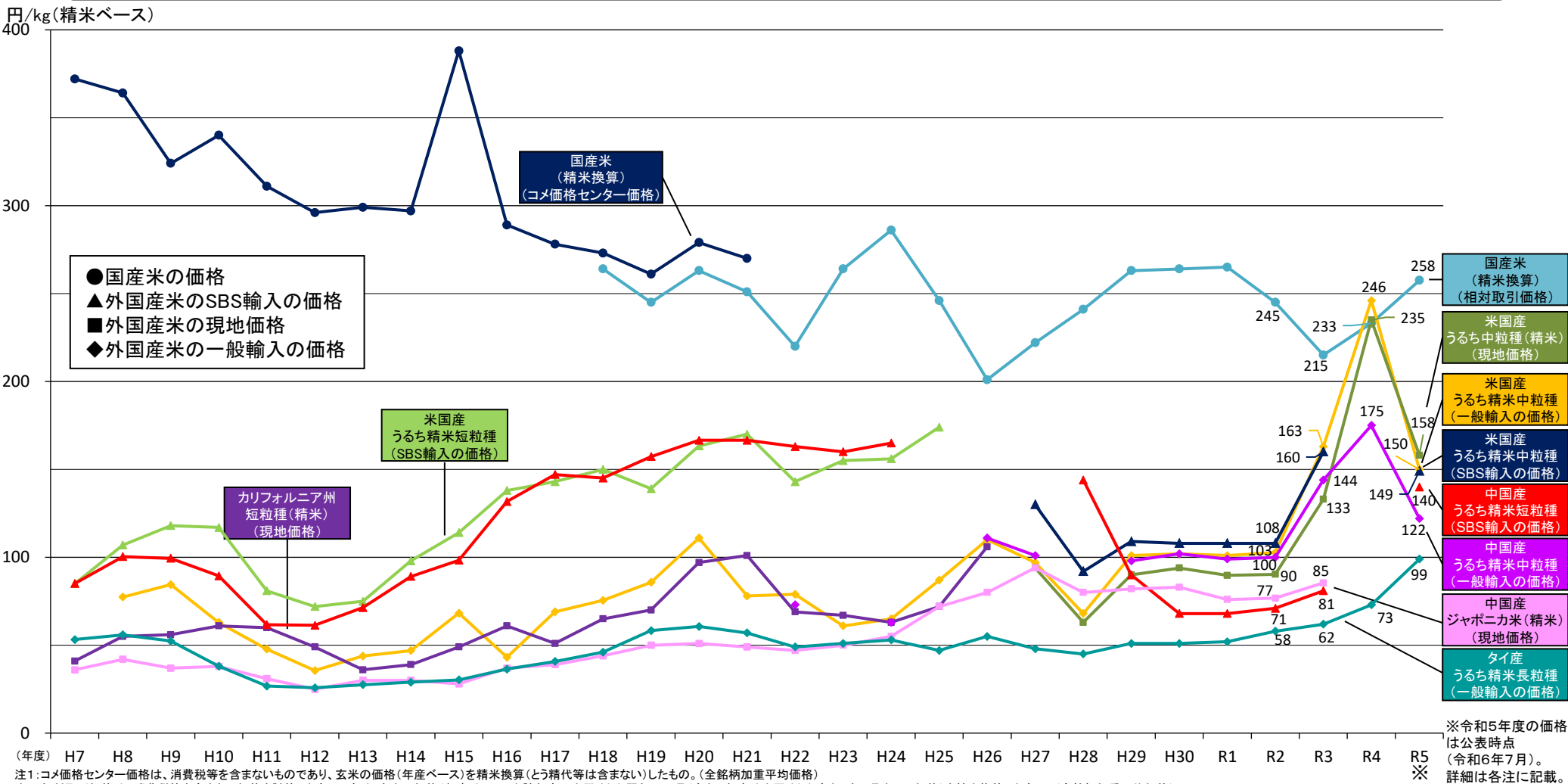


日米の水稲栽培法の主な違い

- 我が国は、0.3～0.5ha区画を中心とした水田に合う中型機械による稲作が行われているのに対して、米国の稲作は広大な農地に簡易に畦を造成した大区画（10ha区画程度）で、種もみを飛行機で直接、播種する等、栽培法が大きく異なり、効率性に大きな格差。

	日本	米国(カリフォルニアの典型的生産法)
経営規模 [1ha=10,000m²]	水稲作付面積 全国平均 1.8ha  北海道 9.5ha  1区画規模 ～1ha程度 	約320ha 〔 約1.8km×1.8km相当 東京ドーム約70個相当 〕 1区画規模 ～10ha程度 
トラクター	 20～50馬力 〔 30馬力：0.2ha/時 〕	 95～225馬力 →購入又はリース 〔 200馬力：1.2ha/時 〕
播種・育苗・移植直播	 ハウス内等で播種・育苗 → 田植機により移植 〔 4～10条植： 0.2～0.45ha/時 〕	 種もみを飛行機から 直接播種 →専門業者に外部委託
収穫	 自脱型コンバイン 〔 3～6条刈： 0.15～0.3ha/時 〕	 大型コンバイン →購入又はリース 〔 刈幅6m：1ha/時 〕

- 米国産中粒種の現地価格は、令和4年度は干ばつの影響で歴史的に高騰したが、令和5年度は下落。
- 国産米と海外との価格差は大きい。



※令和5年度の価格は公表時点
(令和6年7月)。
詳細は各注に記載。

注1:コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格(年産ベース)を精米換算(とう精代等は含まない)したもの。(全銘柄加重平均価格)

注2：相対取引価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格（年産ベース、当該年産の出回りから翌年の10月（令和5年産は出回りから令和6年6月までの価格）を精米換算したもの。（全銘柄加重平均価格）

注3: SBS輸入の価格は政府買入価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含む(加重平均価格)。平成26年度の米国産うるち精米短粒種、令和4年度の米国産うるち精米中粒種、25年度～27年度及び令和4年度の中国産うるち精米短粒種の輸入実績はない。

注4：一般輸入の価格は政府委託契約価格（年度ベース）であり、港灣諸経費を含まない（加重平均価格）。平成21年度以前及び平成23、25、28年度の中国産うるち精米中粒種の輸入実績はない。

注5:カリフォルニア州短粒種(精米)の現地価格は、現地精米所出荷価格(歴年ベース)、「USDA, Rice Yearbook」(米国農務省)。平成23年1～10月のデータはなし。

注6:カリフォルニア州産精米(精米)の現地価格は、現地精米所出何価(暦年ヘーネ、USDA Rice Yearbook)(米国農務省)。平成23年～10月のデータはなし。

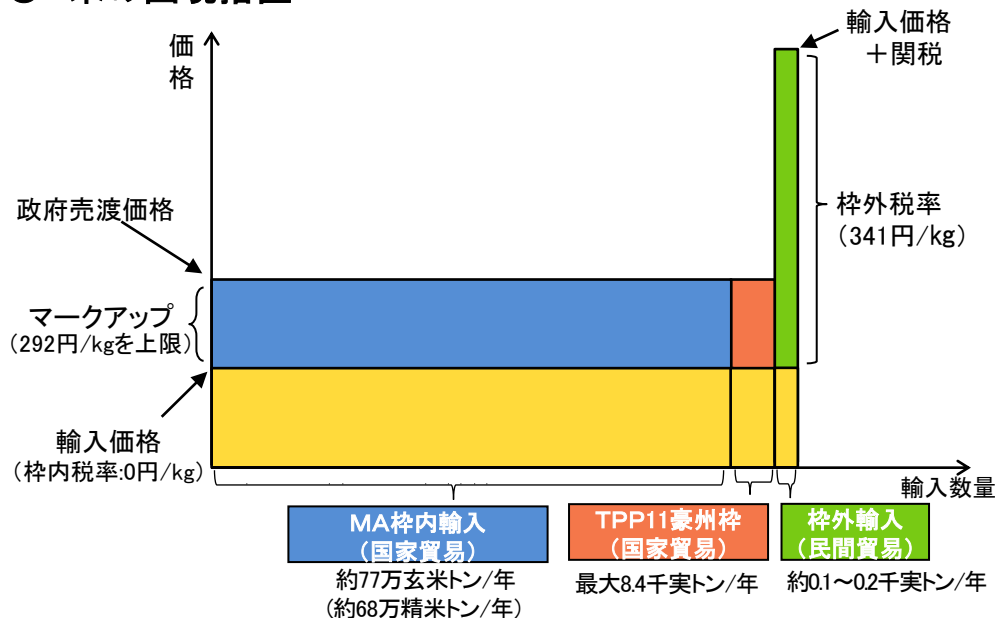
注7: 中国産ジロギニカ米(精米)の現地価格は、平成21年

注7:中国産ジャホニカ米(精米)の現地価格は、平成21年ま
「中国鄉村振興發展報告」(中華人民共和國農業部)

コメの輸入制度

- ガット・ウルグアイ・ラウンド合意（WTO協定）に基づき、それまで輸入がほとんど行われていなかった米についても、最低限の輸入機会を提供することとし（ミニマム・アクセス米（MA米））、1995年度以降、ミニマム・アクセス数量（現在は77万玄米トン）について、無税の輸入枠（関税割当）を設定。
- MA米については、国産米に極力影響を与えないようにするため、国が一元的に輸入して販売（国家貿易）。
- TPP11協定においては、国家貿易制度を維持し、豪州向け国別枠（関税割当）を設定。
- MA米及びTPP11豪州枠以外の輸入には、高水準の枠外税率を設定。

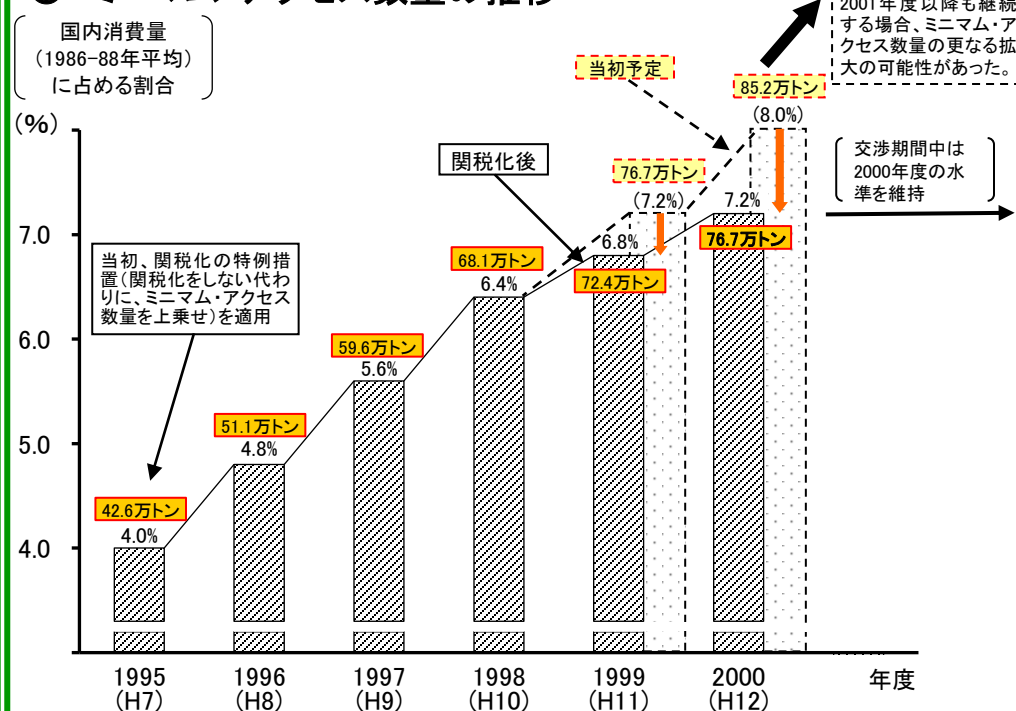
○ 米の国境措置



(注)

- 国を通さない輸入(民間の輸入)については、
 - ・ 1998年度までは輸入許可制
 - ・ 1999年度に関税化(関税を払えば誰でも輸入できる)
- TPP11協定を除く経済連携協定においては、米について、関税削減・撤廃から除外されている。
- TPP11豪州枠の数量は、2018年度は2千実トン(12~3月分のみ)、2019~2020年度は6千実トン、それ以降は毎年240実トンずつ増加し、2030年度以降は8.4千実トン。

○ ミニマム・アクセス数量の推移 (数量:玄米ベース)



- 当初、関税化を行わない代わりに「4%→8%(5年)[毎年0.8%増加]」という上乗せされたMA数量を設定。
- 1999年に関税化したことに伴い、毎年の増加率は0.4%に半減し、MA米の数量(2000年度時点)は当初予定されていた85.2万トンから76.7万トンに縮減。
- MA米以外の輸入には、高水準(341円/kg)の枠外税率を設定。

MA米の運用に関する政府の方針・見解

- MA米を受け入れた際、政府として「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との方針を決定。
- ミニマム・アクセスは輸入機会の提供だが、MA米については国が輸入を行う立場にあり、通常の場合にはミニマム・アクセス数量の全量を輸入。

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意受入時の閣議了解 (細川内閣)

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う 農業施策に関する基本方針(抜粋)

平成5年12月17日
閣 議 了 解

(別紙)

対策項目

1 米の生産・供給安定対策

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。

○ MA輸入に関する政府統一見解

ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の 法的性格に関する政府統一見解

- (1) コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニマム・アクセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、コメの国内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。
- (2) ただし、コメは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、ミニマム・アクセス機会を設定すれば、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと考えている。
- (3) しかし、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がない等客観的に輸入が困難な状況もありえないわけではなく、かかる例外的なケースにおいて、現実に入力される数量がミニマム・アクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じるものではないと理解している。

(平成6年5月27日に衆議院予算委員会で公表。当時の内閣は羽田内閣)